

# 『白石市水質検査計画』のお知らせ

1 はじめに  
水道水質検査計画は、市民の皆様が安全で良質な水道水を安心してご利用

いただくために、白石市水道事業所が実施する水道水の水質検査を行う場所、検査項目、検査回数などについて定めたものです。



▶ニツ森水源の清流

白石市水道事業所では、従来から水質基準に適合する水道水を供給するための水質検査を実施してきましたが、平成16年4月1日施行の水道法施行規則の改正に伴って、水質検査計画の策定が義務付けられたことから、これに沿って水質検査計画を策定、公表することとします。

なお、水質検査計画は固定されたものではなく、水質検査結果に基づいて毎年度見直しを行います。

## 2 基本方針

水道水質検査計画に基づく水質検査は、水道法第20条の指定を受けている水質検査機関に委託することとします。  
水道水質検査計画では、水道法に規定する水質基準に適合した水道水の供給を実施するため、地域の特性

ろんのこと、さらに質のよい水道水を供給するため、クリプトスポリジウム（塩素耐性原虫）などの指標菌検査を実施し、水道水を取り巻く危険因子をできるだけ取り除くため万全の検査体制で臨みます。



▶水質検査は蛇口の水が基本

4 水質検査方法  
水質基準項目は、国が定めた検査方法により行います。

5 臨時の水質検査  
水源などで、以下のような水質変化があり、その変化に対応した処理を行うことができず、水質基準値を超える恐れがある場合には、直ちに臨時の水質検査を行いその結果を速やかに対応をします。

や水道施設の状況に合わせ、水質検査を行う場所、検査項目、検査回数などについて実施方法を定めます。

## 3 検査の種類

(1) 出水上がった水道水に関する検査  
①毎日検査・蛇口の水の残留塩素、色、濁りについて毎日検査をします。

②月検査・平常検査。  
③年1回検査・全項目検査。  
(2) 水道の原水に関する検査  
年1回全項目検査をする。

以上が、水道に関する水質検査の必要最低限のものです。白石市水道事業所では、これら最低限の検査はもち

## 水系ごとの検査地点



またはホームページで公表します。

## 7 関係者との連携について

(1) 水道水が原因で健康被害が発生した場合、宮城県仙南保健福祉事務所と連携して速やかに検査を行い、被害状況の把握に努めます。

(2) 水源で水質事故が発生した場合に、宮城県仙南保健福祉事務所、委託検査機関及び関係機関と連携して水質検査を行い、常に安全でおいしい水道水を供給します。

以上が平成17年度における白石市の水道水質検査計画の概要ですが、計画の一覧については、白石市のホームページに掲載しております。

なお、原本をご覧になりたい方や、もっと詳しく知りたい方、そのほかご意見などがございましたら、白石市水道事業所までお問い合わせください。



▶白石市水道事業所の職員



▶子どもを育むらしい水道

水質検査計画に関するお問い合わせ先

### 白石市水道事業所

〒989-0255 白石市城北町4番6号  
☎0224-25-5522 ☎0224-25-6885